

# 東京都介護職員キャリアパス導入促進事業の概要

令和2年5月

東京都福祉保健局  
高齢社会対策部介護保険課

# 東京都介護職員キャリアパス導入促進事業

介護職員の育成・定着を図るため、介護プロフェッショナルキャリア段位制度を活用し、キャリアパスの導入に取り組む介護事業者を支援

## 5 つの支援メニュー

- ◇ 介護事業者のキャリアパス導入の段階に応じたメニューを用意
- ◇ 令和2年度より、導入準備期間の支援を充実して実施

キャリアパス

導入後

<導入後の取組の評価（離職率が改善等した事業所に一定額を補助）>

専門人材育成・定着促進助成

専門人材の  
育成・定着

導入期間

<導入促進に係る経費について補助（原則3年間。最大5年間まで延長）>

キャリアパス導入促進事業費補助

キャリアパスの  
仕組み構築

導入準備

<キャリアパス導入に向けた職場環境改善等支援>

人事制度改善等支援

（経営コンサルタントによる無料相談・研修）

新規

介護職員処遇改善加算等取得促進支援

（社会保険労務士による加算取得支援）

<導入準備に係る経費について補助>

アセッサー講習受講支援事業費補助

## 各支援メニューの詳細について（他資料の案内）

本資料では、東京都介護職員キャリアパス導入促進事業の概要をご説明します。  
各支援メニュー等の詳細は、以下の資料をご確認ください。

内容	資料
介護プロフェッショナルキャリア段位制度について	<ul style="list-style-type: none"><li>● 資料 2「キャリアパスの構築と介護キャリア段位制度」（一般社団法人シルバーサービス振興会）</li></ul>
人事制度改善等支援について	<ul style="list-style-type: none"><li>● 資料 3「東京都介護職員キャリアパス導入促進事業『人事制度改善等支援』について～令和元年度事業の取り組み～」（株式会社日本経営）</li><li>● チラシ「経営コンサルタントによる無料相談・研修のご案内（人事制度改善等支援）」（東京都介護保険課）</li></ul>
介護職員処遇改善加算等取得促進支援について	<ul style="list-style-type: none"><li>● チラシ「介護職員処遇改善加算等取得促進支援」（東京都社会保険労務士会）</li></ul>
キャリアパス導入促進事業費補助 アセッサー講習受講支援事業費補助 専門人材育成・定着促進助成 について	<ul style="list-style-type: none"><li>● 資料 4「令和 2 年度 東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金の申請手続き等について」（東京都介護保険課）</li><li>● 資料 5「令和 2 年度 東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金の手引」（東京都介護保険課）</li></ul>

## ＜対象となる介護サービス事業の一覧＞

サービスの種類	サービスの種類
訪問介護 （介護予防）訪問入浴介護	看護小規模多機能型居宅介護 （介護予防）認知症対応型共同生活介護
通所介護 （介護予防）短期入所生活介護 （介護予防）短期入所療養介護 （介護予防）通所リハビリテーション （介護予防）特定施設入居者生活介護	（介護予防）認知症対応型通所介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 地域密着型通所介護
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護老人福祉施設サービス 介護老人保健施設サービス
夜間対応型訪問介護 （介護予防）小規模多機能型居宅介護	介護医療院サービス 介護療養施設サービス

（注1）都内に所在する事業所とする。

（注2）国又は地方公共団体が設置する事業所（指定管理者が管理するものを含む）は除く。

（注3）介護保険法第72条の2の規定による共生型サービスは除く。

（注4）上記の（注2）と（注3）については、「介護職員処遇改善加算等取得促進支援」には、適用しない。

# 実施スケジュール

スケジュールは今後変更になる可能性がありますので、ご了承ください。

※書類の不備等がある場合は、公益財団法人東京都福祉保健財団から、事業所に確認依頼をいたします。

	キャリアパス導入促進 事業費補助	アセッサー講習受講 支援事業費補助	専門人材育成・定着 促進助成
事業計画書※ 提出	6月5日(金)から 7月31日(金)まで	(なし)	(なし)
内示	10月下旬	(なし)	(なし)
交付申請書※ 提出	1月上旬まで	11月上旬まで	5月27日(水)から 7月16日(木)まで
交付決定	3月中旬	1月中旬	9月中旬
実績報告書※ 提出	別途ご案内	別途ご案内	(なし)
額の確定	5月中旬		(なし)
補助金の支払	5月下旬～6月上旬		9月下旬

- キャリアパス導入促進事業費補助及びアセッサー講習受講支援事業費補助は、**額の確定後**補助金の支払
- 専門人材育成・定着促進助成は、**交付決定後**補助金の支払

**人事制度改善等支援** 6月12日(金)まで  
利用申請書提出受付中

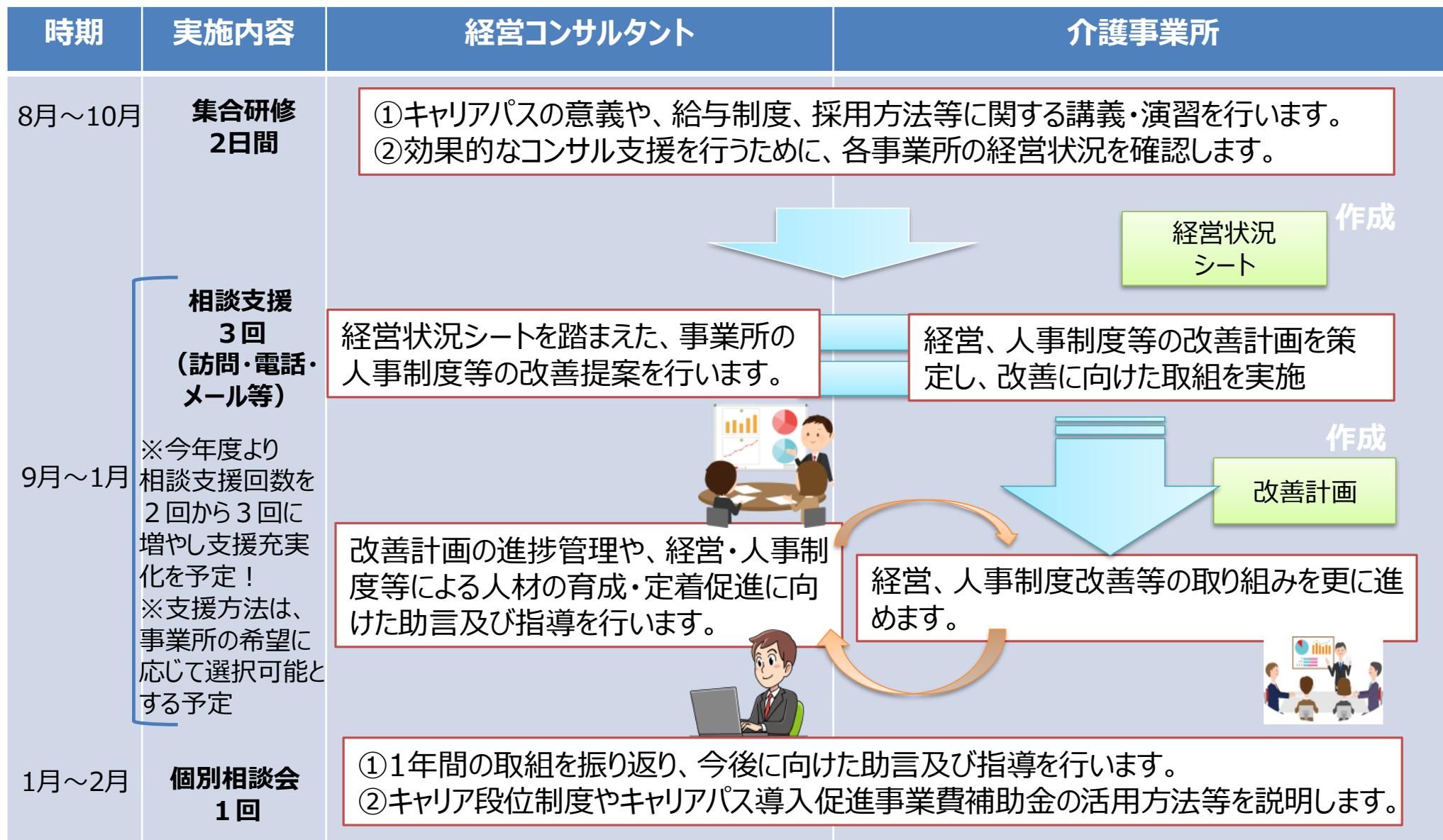
**介護職員処遇改善  
加算等取得促進支援**

随時電話相談  
受付中

# 導入準備期間中の支援（キャリアパス導入に向けた職場環境改善等支援）

	人事制度改善等支援	介護職員処遇改善加算等取得促進支援
【事業内容】	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 経営コンサルタントによる集合研修、電話・メール等による個別相談の機会を提供し、各事業所に応じた人事制度の改善を支援</li> <li>◆ 事業所のリーダー職員、新任職員を対象に、研修を実施（希望制）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「介護職員処遇改善加算のより上位の区分を取得したい」、「介護職員等特定処遇改善加算を取得したい」などといった事業所向けに、社会保険労務士が、加算取得に向けて、電話による無料相談等を実施</li> </ul>
【申込方法】 受付中！	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 利用申請書を6月12日（金曜日）までに公益財団法人東京都福祉保健財団に提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 東京都社会保険労務士会フリーダイヤルまで</li> <li>◆ 訪問でのアドバイスも、要電話予約</li> </ul>
【利用に当たっての留意事項】	<p>以下の利用事業所要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①キャリアパス導入促進事業費補助を申請していないこと（令和2年度含む）。また、「平成29年度キャリアパス導入準備のための相談支援」、「平成30年度人事制度改善等支援」、「令和元年度人事制度改善等支援」を申請していないこと。</li> <li>②令和2年4月1日現在、介護事業開始から、3年を経過していること。</li> <li>③令和2年4月1日現在、「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」におけるレベル認定者が在籍していないこと。</li> <li>④令和2年度又は令和3年度に「評価者（アセッサー）講習」を職員に受講させ、アセッサーを輩出するよう努めること。</li> <li>⑤令和3年度以降にキャリアパス導入促進事業費補助を申請するよう努めること。</li> </ol>	<p>本支援を利用する事業所の中で、まだ「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」を活用していない事業所は、以下の取組に努めてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①令和2年度又は令和3年度に「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」における「評価者（アセッサー）講習」を職員に受講させ、アセッサーを輩出するよう努めること。</li> <li>②令和2年度以降に、東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金（キャリアパス導入促進事業費補助）を申請するよう努めること。</li> </ol>

# 人事制度改善等支援 支援の流れ(※現時点での予定)



上記とは別に、事業所のリーダー層、新任職員層向けに研修を実施（希望制）。前期・後期各1日

リーダー層

■リーダーシップや職員の指導・育成（OJT等）に関する講義・演習  
 前期：9月～10月 後期：11月～12月（予定）

新任職員層

■キャリアパスの基礎知識の講座や、接遇やコミュニケーション等基本的姿勢に関する講義・演習  
 前期：10月～11月 後期：12月～1月（予定）<sup>6</sup>

支援内容	支援の流れ
<b>電話相談</b>	<p>「フリーダイヤル 0120-179-117」</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○毎週月・水・金（祝日を除く）9：30～16：30（祝日と開催日が重なった場合は、翌日に実施）</li><li>○詳しくは、東京都社会補保険労務士会のホームページに掲載している「開催日カレンダー」をご確認ください。</li></ul>
<b>訪問相談</b>	<ol style="list-style-type: none"><li data-bbox="683 621 1207 681"><b>1 予約申込</b><p>訪問によるアドバイスは、事前予約制 まずは、上記フリーダイヤルまでお電話にてご予約ください。</p></li><li data-bbox="683 813 1207 873"><b>2 相談日時の決定</b><p>電話予約後、東京都社会保険労務士会より折り返しいたします。 その際、相談日程の調整、相談内容の確認等を行います。</p></li><li data-bbox="683 1005 1207 1065"><b>3 訪問1回目</b><p>現状の把握、要件の整理、取得区分の決定、必要書類等の指導・助言</p></li><li data-bbox="683 1156 1207 1217"><b>4 訪問2回目</b><p>確認事項の整理、各種書類等の実務指導・最終確認</p></li></ol>

上記とは別に、年間2回程度加算所得方法等に関する説明会を実施予定

# アセッサー講習受講支援事業費補助

## 【事業内容】

「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」を活用し、介護職員のキャリアパスの導入を実施するために必要な、アセッサーの資格を職員に取得させる事業所に対して補助金を支給



## 【事業概要】

事項	内容
対象経費	職員のアセッサー講習受講に必要な経費
補助基準	上限額 1人当たり23,230円
補助率	10/10
補助要件	職員が、一般社団法人シルバーサービス振興会が実施する「令和2年度評価者（アセッサー）講習」を受講し、修了証の交付を受けること。

## 【参考】アセッサー講習の受講 にあたり確認すべき事項

①アセッサー講習を修了したあと、介護事業所・施設内において内部評価を実施していただきます。なお、アセッサー講習修了者は、**原則講習修了後2か月以内に、1名以上の被評価者について評価開始の届出を行うこと**としています。

② **1事業所・施設毎に2名以上のアセッサーを養成することを強く推奨**しております。アセッサー同士で相互評価を行うことにより、アセッサー自身がレベル認定を取得できるようにするためと、複数人のアセッサーを配置することにより内部評価の推進を図るためです。

（出所：一般社団法人シルバーサービス振興会「『アセッサー講習』に関するよくあるご質問」）

# キャリアパス導入促進事業費補助

## 【事業内容】

「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」を活用し、キャリアパスの導入に取り組む事業所に対して、補助金を支給

## 【事業概要】

事項	内容
対象経費	(1) レベル認定者（※）への手当等経費 <b>【必須】</b> ※：交付申請基準日（令和3年1月1日現在）に、事業所に在籍しているレベル認定者 (2) アセッサーへの手当等経費 <b>【必須】</b> (3) キャリアパス導入体制づくり経費 <b>【本経費のみの申請は不可】</b>
補助基準	(1) 基準額 アとイを比較し、いずれか小さい方の額を基準額とする。 ア レベル認定者の人数に応じて設定された基準額 （例）レベル認定者1人の事業所 50万円 等 イ 補助金の交付を受けた初年度から令和元年度までの基準額の累計額を600万円から引いた額 (2) 上限額 ア 1事業所当たり 200万円 イ 対象経費のうちレベル認定者への手当等経費については、基準額に応じて上限額が設定。 （例）基準額50万円の事業所 24万円 等
補助率	10/10
補助要件	1 令和2年度内に、レベル認定者及びアセッサーへ手当相当額を支給していること。 2 原則として、補助金を受ける初年度に、都が実施する事業所の管理者等を対象とした人事管理等に関するセミナーに参加すること。
補助対象期間	原則として、補助金の交付を受けた初年度から起算して、3年間を上限。 ただし、上記補助期間内に新たにレベル認定者を輩出した場合は、最長で5年間まで延長。

# 補助対象経費

## ① 【必須経費】

### レベル認定者への手当等経費

#### 対象経費項目

レベル認定後（レベル認定証の発行日以降）に支給したレベル認定者への手当等

✓ レベル認定者は、交付申請基準日（令和3年1月1日現在）に、事業所に在籍すること。  
→補助受給初年度のレベル認定者は、上記日までにレベル認定を受けている必要あり

✓ レベル認定者への手当相当額は、認定されたレベルに応じて、事業所内で差を設けること。

✓ レベル2①以上のレベル認定者が対象。レベル1、ユニット認定者は対象外。

✓ 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に支給した経費が補助対象。  
そのため、例えば、令和2年度3月分の手当を令和3年4月に支給した場合は、対象外となりますので、ご注意ください。

## ② 【必須経費】

### アセッサーへの手当等経費

#### 対象経費項目

アセッサー講習修了後に支給したアセッサーへの手当等

✓ アセッサーへの手当相当額は、レベル4認定者の手当相当額と同等とすること。

✓ 初年度に評価をしてレベル認定者を輩出したアセッサーには、次年度以降に評価をしなくても手当等支給は必須

✓ レベル認定者と異なる事業所に所属するアセッサーへの手当等は対象外。

## ③ 【本経費のみの申請は不可】

### キャリアパス導入体制づくり経費

#### 対象経費項目

レベル認定者申請手数料

代替職員等経費

人事制度分析、財務分析等経費  
(例) 社会保険労務士への謝礼金、経営コンサルタントへの謝礼金 等

#### 研修経費

※キャリアパス導入等に資する研修が対象  
(例) 介護福祉士やケアマネの受験対策講座、その他介護技術の向上に資するような研修

✓ 設備整備費及び備品購入費は対象外。  
(例) パソコン購入費用 等

# 補助基準

事項	内容														
補助基準	(1) 基準額 アとイを比較し、 <b>いずれか小さい方の額を基準額</b> とする。														
	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <b>ア</b>  <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="writing-mode: vertical-rl;">事業所</th> <th>レベル認定者（※）数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1人</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2人</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3人</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4人以上※</td> <td>200万円</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">⇄ 比較 ⇄</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-left: 10px;"> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <b>イ</b>            600万円         </div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; flex-grow: 1;">             補助金の交付を受けた初年度から令和元年度までの実績報告時の基準額の累計額           </div> </div> </div> </div>	事業所	レベル認定者（※）数	基準額		1人	50万円		2人	100万円		3人	150万円		4人以上※
事業所	レベル認定者（※）数	基準額													
	1人	50万円													
	2人	100万円													
	3人	150万円													
	4人以上※	200万円													
	※レベル2以下の者については、1事業所につき4人までとする。														
	(2) 上限額 ① 1事業所当たり上限額 200万円 ② レベル認定者への手当等経費の上限額 事業所の基準額に応じて、上限額が設定されています。														
	事業所	基準額	上限額												
		50万円	24万円												
		100万円	48万円												
		150万円	72万円												
		200万円	96万円												

✓ 上限額を超えての手当等支給の場合、  
超えた金額については、対象外。

# 1 事業所当たりの補助対象期間

- ① 補助金の交付を受けた初年度から起算して、3年間を上限とする。
- ② ただし、補助開始から2年目に新たにレベル認定者を輩出した場合は、4年間まで延長。  
補助開始から3年目に新たにレベル認定者を輩出した場合は、5年間まで延長。

①初年度から起算して、3年間（2年目、3年目に新たにレベル認定者を輩出していない。）

レベル認定者 (補助対象)	レベル認定 年度	事業所の補助対象期間		
		1年目	2年目	3年目
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
A氏	H29年度	(補助対象1年目)	(補助対象2年目)	(補助対象3年目)
B氏	H29年度	(補助対象1年目)	(補助対象2年目)	(補助対象3年目)
C氏	H29年度	(補助対象1年目)	(補助対象2年目)	(補助対象3年目)
補助対象人数		3人 (A,B,C)	3人 (A,B,C)	3人 (A,B,C)

**3年間 (A,B,C)**

✓ 本補助は平成27年度に創設され、今年で6年目となります。そのため、平成27年度が初年度の場合、令和2年度は申請不可です。

②初年度から起算して、最長で3年間まで延長（2年目にF氏を新たに輩出、3年目にG氏を新たに輩出）

レベル認定者 (補助対象)	レベル認定 年度	事業所の補助対象期間				
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
D氏	H28年度	(補助対象1年目)	(補助対象2年目)	(補助対象3年目)	(×)	(×)
E氏	H28年度	(補助対象1年目)	(補助対象2年目)	(補助対象3年目)	(×)	(×)
F氏	H29年度	(×)	(補助対象1年目)	(補助対象2年目)	(補助対象3年目)	(×)
G氏	H30年度	(×)	(×)	(補助対象1年目)	(補助対象2年目)	(補助対象3年目)
補助対象人数		2人 (D,E)	3人 (D,E,F)	4人 (D,E,F,G)	2人 (F,G)	1人 (G)

**3年間 (D,E)**

**3年間 (F)**

**3年間 (G)**

# 事例

次の事例では、事業所の補助交付額はいくらになるでしょうか？

○令和2年度が補助2年目。補助1年目の令和元年度基準額は、100万円

○レベル認定者3名：A氏（2①）、B氏（2②）、C氏（3）**1**

○アセッサー：1名

○手当は、右表のとおり支給。

レベル認定者 <b>3</b>				アセッサー <b>4</b>
2①（A氏）	2②（B氏）	3（C氏）	4（該当者無）	（月額）2万円 （年間）24万円
（月額）0.5万円 （年間）6万円	（月額）1万円 （年間）12万円	（月額）1.5万円 （年間）18万円	（月額）2万円 （年間）24万円	

基準額	対象経費	経費の内訳		
		レベル認定者への手当等経費	アセッサーへの手当等経費	キャリアパス導入体制づくり経費
ア レベル認定者数3人 150万円 イ 600万円から100万円を引いた額 500万円 →アとイを比較して小さいほうが基準額 ⇒ア <b>150万円</b>	<b>160万円</b>	36万円 <b>2</b> （内訳） A氏：6万円 B氏：12万円 C氏：18万円	24万円	100万円

確認事項

比較して小さい方が補助交付額

**150万円**

**1**

レベル2以下の者については、1事業所につき4人までとする。

**3**

認定されたレベルに応じて、事業所内で差を設けていること。

**2**

基準額150万円の事業所の場合は、レベル認定者への手当等経費の上限額72万円とする。

**4**

アセッサーへの手当相当額は、レベル認定者4の手当相当額と同等とすること。

# 専門人材育成・定着促進助成

## 【事業内容】

事業所がキャリアパス導入促進事業費補助を初めて受給した年度等に応じて、事業内容が異なります。

### ①受給した初年度が、平成29年度の事業所の場合

キャリアパス導入促進事業費補助を受給した初年度から3年間（※1）継続して受給している事業所において、離職率が改善等した場合に、一定額を補助

※1：平成29年度～令和元年度

### ②受給した初年度が平成28年度の事業所の場合

令和元年度に専門人材育成・定着促進助成を受給した事業所において、離職率が改善等した場合に、一定額を補助

## 【事業概要】

事項	内容	
	事業内容①の場合	事業内容②の場合
補助基準	レベル認定者数（※2） ・2人以下 90万円 ・3人以上 180万円	レベル認定者数（※2） ・2人以下 110万円 ・3人以上 220万円
補助率	10/10	
補助要件	ア キャリアパス導入促進事業費補助を受給した初年度から <b>3年間継続して受給していること</b> 。ただし、初年度は平成29年度。 イ 上記アの初年度から起算して2年目と3年目の平均離職率が、キャリアパス導入促進事業費補助導入前2年間の <b>平均離職率より低下していること</b> 。 ウ 上記アの初年度から起算して2年目と3年目の平均離職率が、 <b>30%以下になること</b> 。	ア 令和元年度東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金（専門人材育成・定着促進助成）交付要綱（平成31年3月29日付30福保高介第2584号）に基づき補助金を受給していること。 イ 令和元年度の離職率が、平成30年度の <b>離職率の以下になること</b> 。

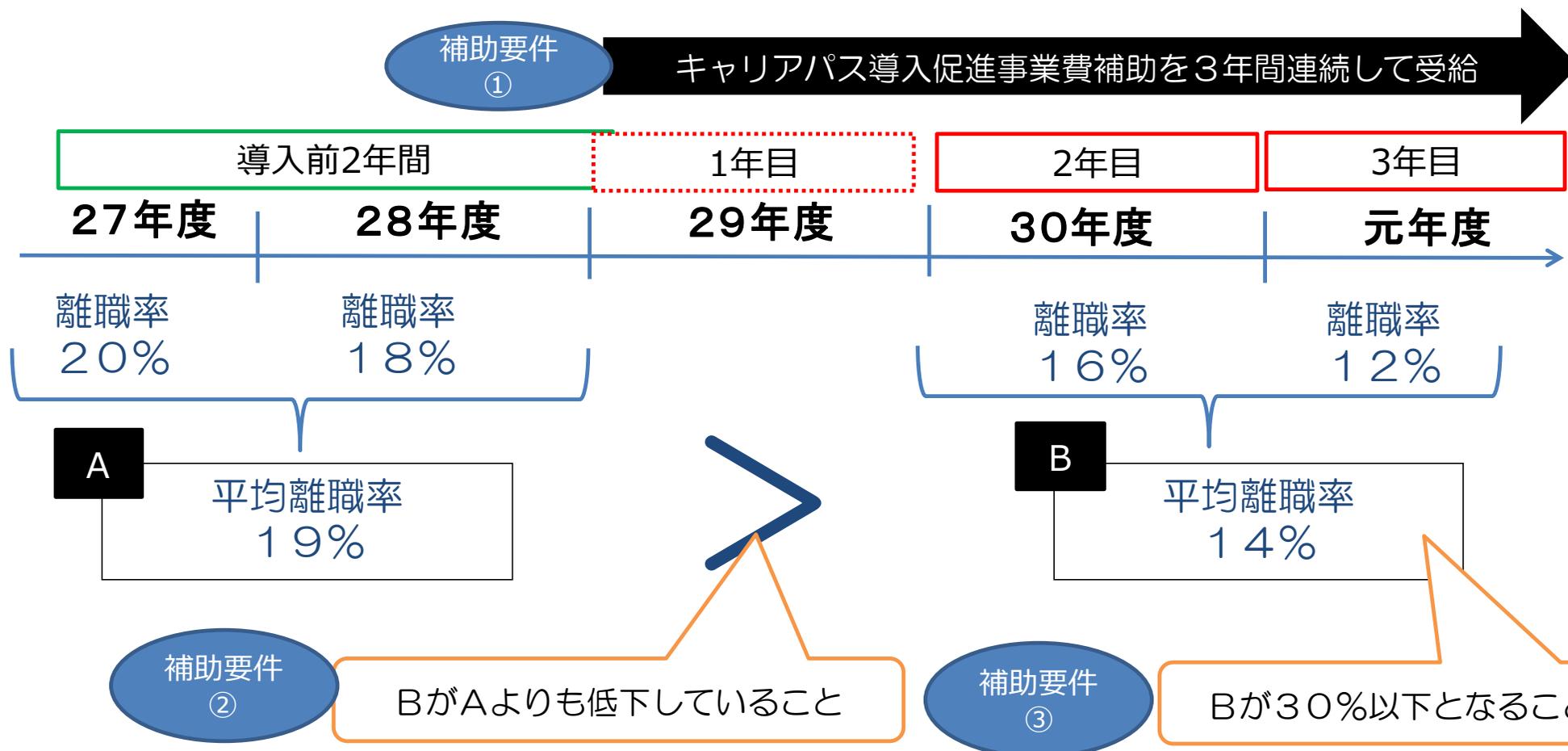
※2：キャリアパス導入促進事業費補助を受給した初年度から起算して、3年目に補助対象になった数

事業内容①の場合：令和元年度のキャリアパス導入促進事業費補助の補助対象となったレベル認定数

事業内容②の場合：平成30年度のキャリアパス導入促進事業費補助の補助対象となったレベル認定数

# 事例 (事業内容①の場合)

- ①キャリアパス導入促進事業費補助を受給した初年度から起算して**3年間継続して受給**していること。ただし、初年度は平成29年度とする。
- ②キャリアパス導入促進事業費補助を受給した初年度から起算して2年目と3年目の平均離職率が、キャリアパス導入促進事業費補助導入前2年間の**平均離職率より低下していること**。
- ③キャリアパス導入促進事業費補助を受給した初年度から起算して2年目と3年目の平均離職率が、**30%以下になること**。



補助  
交付額

令和元年度のキャリアパス導入促進事業費補助の補助対象となったレベル認定者数に応じて支給  
 ・2人以下 90万円 ・3人以上 180万円

# お問い合わせ先

## ■東京都介護職員キャリアパス導入促進事業に関する事、 補助金の申請等に関する事

- ・公益財団法人東京都福祉保健財団  
人材養成部 福祉人材養成室  
介護キャリアアップ担当 03-3344-8532

## ■介護プロフェッショナルキャリア段位制度に関する事、 アセッサー講習会、被評価者認定の流れ等に関する事

- ・一般社団法人シルバーサービス振興会  
E-mail : careprofessional(at)espa.or.jp  
※迷惑メール防止のため、@マークを(at)と表記しています。  
照会はメールにてお願いします。

## ■介護職員処遇改善加算等取得促進支援に関する事

- ・東京都社会保険労務士会  
(URL : [https://www.tokyosr.jp/fukushikaigo\\_syoguukaizenkasan/](https://www.tokyosr.jp/fukushikaigo_syoguukaizenkasan/))  
・【電話相談・訪問予約はこちらから】「処遇改善加算相談窓口」  
フリーダイヤル 0120-179-117  
・毎週月・水・金（祝日を除く）9：30～16：30（祝日と開催日が重なった場合は、翌日に実施）